

令和 7 年度 就学援助について（お知らせ）

（国・県・私立の小学校、中学校用）

廿日市市では、小・中学生の保護者に対し、経済的な理由によって就学が難しいと認められる場合に学用品費や給食費などの援助を行っています。

1 援助を受けることができる方

廿日市市に住所を有し、国立、県立、私立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者で、下表の区分 1～8 の項目のいずれかに該当する方が対象となります。

区分	申請理由	申請に必要な証明書類等
1	生活保護を受給している。	☐ 被保護者証明書の写し
2	生活保護が停止又は廃止となった。（令和 6 年 4 月以降）	☐ 保護停止・廃止通知書の写し
3	児童扶養手当を受給している。（ひとり親家庭）	☐ 児童扶養手当証書の写し ＊有効期限と受給者氏名の記載されたページ見開きをコピーしてください。
4	世帯員全員が国民年金保険料又は国民健康保険税の減免を受けている。 （国民年金又は国民健康保険に加入していない 60 歳以上の世帯員がいる場合には、「区分 6 経済的に就学困難な状態である。」の理由で申請してください。）	☐ 国民年金保険料又は国民健康保険税免除・減免通知書の写し（国民年金保険料減免の場合、世帯員全員分（学生を除く）の、氏名と免除減免内容の入ったハガキの見開きをコピーしてください。） ☐ 高校生以上の学生は学生証の写し（区分 5 ※と同様）
5	市民税が減免となっている。（世帯員全員）	☐ 市民税減免決定通知書の写し
	個人事業税が減免又は徴収猶予となっている。	☐ 個人事業税減免決定通知書の写し
	固定資産税が減免となっている。 （家屋新築による減額ではありません。）	☐ 固定資産税減免決定通知書の写し
	市民税が非課税である。 （世帯員全員） 令和 7 年 1 月 1 日に 廿日市市に住民票があった世帯員 令和 7 年 1 月 1 日に 他の市町村に住民票があった世帯員	☐ 所得課税証明書は不要 （令和 6 年分の所得で審査します。） ☐ 所得課税証明書（令和 6 年分の所得で審査します。） ＊住民票のあった市町村で発行された所得課税証明書（原本）を提出してください。 ＊無職の方など所得のない場合も必要となります。（別途発行手数料が必要です。源泉徴収票は不可。）
	＊提出は任意ですが、提出がない場合には、審査基準に加算しません。 ＊県営住宅に居住している場合は、令和 7 年度の県営住宅収入認定・家賃決定通知書の写しを、市営住宅に居住している場合は、令和 7 年度の収入認定通知書の写しを添付してください。	☐ 高校生以上の学生は学生証の写し ＊提出がない場合は、所得審査を行います。 ☐ 賃貸住宅の契約書の写し（賃貸住宅に居住している場合） ＊住所・借主・貸主・契約期間が記載されている最新の契約書の写しを添付してください。 （借主は、申請者又は同一生計の方に限ります。）
6	経済的に就学困難な状態である。 （所得の目安額は、表下※ 1 を参照してください。）	「区分 5 市民税が非課税」と同じ書類
7	生活福祉資金の貸付の決定を受けている。 （令和 6 年 4 月以降）	☐ 生活福祉資金貸付決定通知書の写し
8	特別な事情がある。 （災害で被災した方など）	「区分 5 市民税が非課税」と同じ書類 ☐ 事情が説明できる書類（罹災証明書など） （まずは学校教育課へご相談ください。）

※ 1. 区分 6 「経済的に就学困難な状態」 所得のおおまかな目安額（賃貸住宅の契約書の写しを提出した場合）

世帯人員	3 人	4 人	5 人	6 人以上
年間総所得 （年間総収入）	約 2 5 0 万円 （約 3 6 0 万円）	約 3 0 0 万円 （約 4 3 0 万円）	約 3 5 0 万円 （約 5 0 0 万円）	一人増えるごとに 約 4 0 万円増

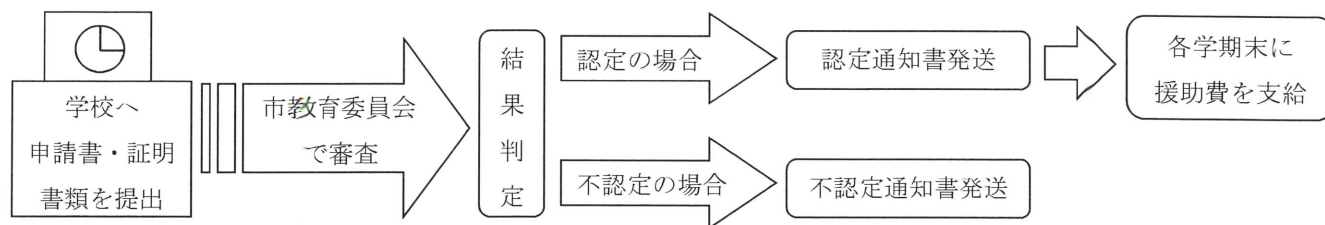
※ 年間総所得額は、世帯員全員の所得を合算した額です。

※ 上記の目安額は、世帯の年齢構成等によって異なりますので、一律の基準ではありません。

※ 目安額は、生活保護の基準金額の改定等により、年度によって変わります。

2 就学援助費支給までの流れ

「就学援助を受けたい」と思ったら…



3 申請方法及び注意事項について

(1) 申請書に申請理由を証明する書類を添付して、在籍している小・中学校へ、提出してください。

なお、申請は随時受け付けていますが、認定日は、申請書及び証明書類を受け付けた日の属する月の翌月1日になります。

(2) 住民票が別であっても、同じ住所地に住んでいる方々(同居人)も所得審査の対象となります。ただし二世帯住宅等で光熱水費が別契約であることが確認できる書類を添付された場合には、「生計を一にしていない」として別世帯とします（電気料金等の同年同月同一内容で契約者名が確認できる領収書をA4用紙1枚に収まるよう並べてコピーしたものを添付してください。）。世帯分離をしている家族の方で、令和7年1月1日に住民票が廿日市市にない場合、所得課税証明書（原本）の提出が必要です。また、親子関係にある方が単身赴任等で住所地が異なる場合も、単身赴任者の住所地の所得課税証明書を提出してください。

(3) 書類に不備がある場合は、教育委員会で申請書の受け付けができないため返却します。必要書類がすべて添付された申請書類の提出をもって受け付けとするため、認定月が遅れる場合がありますので、ご了承ください。
※ 書類を返却する場合には、ご連絡いたします。

4 援助費の内容（金額は令和7年度の年額です）

援助費の支給時期は、各学期末となります。（※就学援助費で、学校諸費全額をまかなうことはできません。）

区 分		学用品費等 (年額)	修学旅行費	野外活動費 (宿泊を伴う)
小学校	1 年	1 3, 2 3 0 円	実費 (限度額あり)	交通費及び見学科 (限度額あり)
	2～6 年	1 5, 5 0 0 円		
中学校	1 年	2 5, 0 4 0 円		
	2・3 年	2 7, 3 1 0 円		

※ 学用品費等は、年度途中から認定された場合、認定された月からの月割り支給となります。

※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費のみが支給対象となります。

添付書類等で不明な点がある場合は、廿日市市教育委員会 学校教育課まで
廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市役所4階 電話（0829）30-9202

この欄には、**同じ学校に在籍している児童生徒のみを記入し**、別の学校に在籍している児童生徒は「本人以外の世帯状況」欄に記入してください。

ここに記入した学校に提出してください。兄弟姉妹が小中学校に分かれて在籍している場合は、**小中学校ごとに申請書を作成し、それぞれの学校へ別々に提出**してください。

記入例

		申請理由 (該当する番号に○印) ※証明書類等は、裏面を確認してください。	
童又は生徒	はつかいち さくら 廿日市 桜	本人	平 30・4・11 (廿日市小) 学校 (1) 学年
	はつかいち さつき 廿日市 さつき	本人	平 26・5・30 (5) 学年
		本人	平 . . () 学年
※住民票が別で、同じ住所地に住んでいる方々(同居人)も、必ずご記入ください。			
本人以外の世帯状況	はつかいち たろう 廿日市 太郎	父	昭平令 53・10・8 職業 (会社員) 学校名 ()
	はつかいち はなこ 廿日市 花子	母	昭平令 55・3・20 職業 (パート) 学校名 ()
	はつかいち もみじ 廿日市 もみじ	姉	昭平令 19・12・1 職業 (高校生) 学校名 ()
	はつかいち いちろう 廿日市 一郎	兄	昭平令 22・8・17 職業 () 学校名 (廿日市中学校)
	はつかいち うめ 廿日市 うめ	祖母	昭平令 31・2・18 職業 (無職) 学校名 ()
	6 経済的に就学困難な生徒 いずれか1つに○をしたら、裏面の該当する番号の申請に必要な証明書類等を確認してください。		
申請者、同意及び委任	私(申請者)の申請に際し、以下の事項について同意します。 「3 申請方法及び注意事項について」をよく読み、必ず全員をご記入ください。世帯員の記載がない場合、審査が遅れる場合があります。		
	1 所得審査を受ける場合は、住民票が別でも同じ住所地に住んでいる者(同居人)も同居により生計が同一とみなし、同居人も含めて審査を受けること。 2 証明書類がすべて添付された申請書類の提出をもって受付とされること。申請書及び証明書類等の提出が遅れた場合は、認定月が遅れること。 3 申請後は、学校長が、兄弟姉妹が在学する他の小中学校の学校長に申請状況を照会・確認すること。 4 学校諸費等が未納の場合は、就学援助費から差し引いて支給されること。 5 申請内容に虚偽等があった場合は、認定後でも認定が取り消され、就学援助費を返還すること。		
令和 7 年 6 月 11 日 住所 〒738-0000 廿日市市〇〇一丁目〇番〇号 申請者(保護者)氏名 廿日市 太郎		申請者本人が手書きする場合、押印不要です。 ご連絡先(携帯可) (090) ××××-×××× (母) ※日中に連絡のとれる連絡先をご記入ください。	

上記の者から就学援助申請がありましたので、世帯票を提出します。		学校名
学校受付日	令和 年 月 日 受付	校長

- (注)「世帯状況」の欄には、児童・生徒と生計を共にする者全員について記入してください。(単身赴任で別居している場合、住民票上は分離世帯にしているが生活実態は同居している場合なども含む。)
※住民票が別であっても、同じ住所地に住んでいる方々(同居人)も所得審査の対象となります。
- (注) 職業欄は、自営業・会社員・パート等を記入してください。
- (注) 証明書類を添付する場合は、申請書1枚につき1部添付してください。
(小・中学校に兄弟姉妹がいる等により申請書が複数になる場合、所得課税証明書の原本を1枚に添付し、他の申請書にはコピーを添付してください。)

令和7年度 就学援助費申請書（兼世帯票）

（あて先）廿日市市教育委員会教育長 様

次の理由により就学援助費の支給を受けたいので、必要事項を記入のうえ、証明書類を添えて申請します。

児童又は生徒	ふりがな 氏 名	本人との続柄	生 年 月 日	学校名(学年)又は職業 〔*学校名は小・中学生のみ記入し、高校生・大学生・未就学児は記入不要です。〕	申請理由 (該当する番号に○印) ※証明書類等は、裏面を確認してください。
		本人	平 . .	() 学校 () 学年	1 生活保護の受給
		本人	平 . .	() 学年	2 生活保護の停止又は廃止
		本人	平 . .	() 学年	3 児童扶養手当の受給
本人以外の世帯状況	※住民票が別で、同じ住所地に住んでいる方々（同居人や単身赴任者）も、必ずご記入ください。				
			昭 平 令 . .	職 業 () 学校名 ()	5 市民税が非課税若しくは減免、個人事業税が減免若しくは執行猶予又は固定資産税が減免
			昭 平 令 . .	職 業 () 学校名 ()	6 経済的に就学困難な状態
			昭 平 令 . .	職 業 () 学校名 ()	
			昭 平 令 . .	職 業 () 学校名 ()	
			昭 平 令 . .	職 業 () 学校名 ()	7 生活福祉資金の貸付
			昭 平 令 . .	職 業 () 学校名 ()	8 特別な事情（災害で被災した等）
私（申請者）は、この申請に際し、以下の事項について同意します。 また、認定後は、学校長を代理人と定め、令和7年度分の就学援助費の請求、受領（ただし、保護者が直接援助費を受け取る必要がある場合及び医療機関等へ受領委任した場合を除く。）及び返納に関する一切の事務を委任します。 1 この申請の審査に際し、私及び私の属する世帯員及び同居人の住民基本台帳及び市民税課税台帳・児童扶養手当の資格取得状況を照会・確認されること。なお、これらを照会・確認されることについては、私の属する世帯員及び同居人の承諾を得ておくこと。 2 所得審査を受ける場合は、住民票が別でも同じ住所地に住んでいる者(同居人)も同居により生計が同一とみなし、同居人も含めて審査を受けること。 3 証明書類がすべて添付された申請書類の提出をもって受付とされること。申請書及び証明書類等の提出が遅れた場合は、認定月が遅れること。 4 申請後は、学校長が、兄弟姉妹が在学する他の小中学校の学校長に申請状況を照会・確認すること。 5 学校諸費等が未納の場合は、就学援助費から差し引いて支給されること。 6 申請内容に虚偽等があった場合は、認定後でも認定が取り消され、就学援助費を返還すること。 令和 年 月 日 住 所 〒 - 申請者（保護者）氏名 ※申請者本人が手書きしない場合は、記名押印してください。					
				ご連絡先(携帯可) () - ()	
				※日中に連絡のとれる連絡先をご記入ください。	
上記の者から就学援助申請がありましたので、世帯票を提出します。					学校名
学校受付日	令和 年 月 日 受付				校 長

- (注)「世帯状況」の欄には、児童・生徒と生計を共にする者全員について記入してください。
 (単身赴任で別居している場合、住民票上は分離世帯にしているが生活実態は同居している場合なども含む。)
 ※住民票が別であっても、同じ住所地に住んでいる方々(同居人)も所得審査の対象となります。
- (注) 職業欄は、自営業・会社員・パート等を記入してください。
- (注) 証明書類を添付する場合は、申請書1枚につき1部添付してください。
 (小・中学校に兄弟姉妹がいる等により申請書が複数になる場合、所得課税証明書の原本を1枚に添付し、他の申請書にはコピーを添付してください。)